昭 和五十四年政令第二百五号 の融通等に関する暫定措置法施行令 林業経営基盤の強化等の促進のための資金

五十四年法律第五十一号)第三条第四項、第五条 定に基づき、この政令を制定する。 内閣は、林業等振興資金融通暫定措置法(昭和 一項第二号及び第四項並びに第六条第一号の規

(林業経営改善計画の変更等)

金の融通等に関する暫定措置法(以下「法」と一条 林業経営基盤の強化等の促進のための資 該認定に係る林業経営改善計画について変更 (農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。) を いう。) 第三条第一項の認定を受けた者は、当 しようとするときは、都道府県知事の認定を受 なければならない。 3

認定をするものとする。 第三項各号の要件を満たす場合に限り、前項の 場合において、当該変更に係る事項が法第三条 都道府県知事は、前項の認定の申請があつた

3 の認定を受けた場合には、その変更後の林業経一項の規定により当該林業経営改善計画の変更 きは、その認定を取り消すことができる。 ためにとるべき措置を講じていないと認めると 営改善計画)に従つてその林業経営を改善する けた者が当該認定に係る林業経営改善計画(第 (木材取引のために開設される市場) 都道府県知事は、 法第三条第一項の認定を受

されるものとする。 に必要な施設を設けて定期に又は継続して開場 つて、卸売場その他の木材の取引及び荷さばき 法第四条第一項第三号の政令で定める市 木材の卸売のために開設される市場であ

(関連業種の指定の基準)

法第四条第二項第三号の政令で定める基 次のとおりとする。

は木材卸売業との関連性が高いこと。 その他その業種に属する事業と木材製造業又 れる物品の原材料を供給するものであること する事業において建築される建物又は生産さ 木材製造業又は木材卸売業がその業種に属

木材の生産又は流通の合理化を円滑かつ適確 部門の構造改善に関する措置を講ずることが する団体と共同して木材の生産部門又は流通 に属する事業を行う者又はこれらの者の組織法第四条第一項各号に掲げる者がその業種 に推進するため適切なものであること。

(合理化計画の変更等)

第四条 た者は、当該認定に係る合理化計画について変 法第四条第一項又は第二項の認定を受け

> をしようとするときは、都道府県知事の認定を 受けなければならない。 (農林水産大臣の定める軽微な変更を除く。)

2 第四項各号の要件を満たす場合に限り、前項の 場合において、当該変更に係る事項が法第四条 認定をするものとする。 都道府県知事は、前項の認定の申請があつた

ときは、その認定を取り消すことができる。 るためにとるべき措置を講じていないと認める 認定を受けた場合には、その変更後の合理化計 (第一項の規定により当該合理化計画の変更の の認定を受けた者が当該認定に係る合理化計画 (資金の貸付けの特例の対象とならない森林) 画)に従つて木材の生産又は流通の合理化を図 都道府県知事は、法第四条第一項又は第二項

第四条の二 法第五条第二項の政令で定める森林 る。) 以外の森林とする。 は、次に掲げる森林(人工植栽に係る森林に限

の五第一項の市町村森林整備計画において定(昭和二十六年法律第二百四十九号)第十条 められている森林 複層林施業を推進すべき森林として森林法

う森林施業をいう。)を推進すべき森林とし 相当する林齢を超える林齢において主伐を行 計画において定められている森林 て森林法第十条の五第一項の市町村森林整備 長伐期施業(標準伐期齢のおおむね二倍に

(生産方式合理化資金の貸付けの利率等)

第四条の三 法第五条第五項の政令で定める利 及び据置期間の範囲は、利率については最高年 率、償還期限(据置期間を含む。以下同じ。) いては二年とする。 七分、償還期限については十年、据置期間につ

(都道府県が行う資金の供給の事業)

第五条 法第六条第一項第二号の政令で定めると ころにより都道府県が行う資金の供給の事業 当該認定に係る同条第二項第三号の措置を実施 を行う銀行その他の金融機関に対し、 除く。)に対する当該認定に係る同条第三項第 以下同じ。)又は関連事業者の組織する団体を 者(同項第三号に規定する関連事業者をいう。 項若しくは第二項の認定を受けた者(関連事業 要なものに限る。)の貸付け又は法第四条第一 生産方式の合理化等の林業経営の改善に伴い必 するのに必要な資金(林業経営の規模の拡大、 は、法第三条第一項の認定を受けた者に対する 給する事業とする 二号の措置を実施するのに必要な資金の貸付け 資金を供

(独立行政法人農林漁業信用基金が行う資金の

第六条 法第六条第一項第二号の独立行政法人農 県が行う同号の資金の供給の事業に必要な資金 林漁業信用基金による資金の貸付けは、 の額の二分の一に相当する額の範囲内で行うも のとする。 、都道府

(林業・木材産業改善資金助成法の特例)

第七条 法第九条の政令で定める種類の資金は、 備することを相当とする森林において森林施業 法が森林法第十条の五第二項第二号の標準伐期の導入にあつては、その導入する森林施業の方 農林水産大臣が定める基準に基づき、新たな林 な調査を行い、作業路を開設し、若しくは改良 において、当該経営又は当該方式の導入に必要 を効率的に行うものに限る。)を導入する場合 又は林産物の新たな生産の方式(一体として整 主伐を行う森林施業に該当する場合に限る。) 齢に十五年を加えた林齢を超える林齢において 業部門の経営を開始する場合(森林施業の方法 しくは設置するのに必要な資金とする。 し、又は機械、施設若しくは資材を購入し、 若

附 則

定める期間は、十二年以内とする。

前項に規定する資金に係る法第九条の政令で

2

この政令は、公布の日から施行する。 附 一六号) 則 (昭和六二年六月一二日政令第二 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する (施行期日)

第二条 この政令の施行の際現に存する林業信用 後も、 家公務員退職手当法施行令(以下「旧国家公務令」という。)、第四条の規定による改正前の国 林業信用基金法施行令、第二条の規定による改基金については、第一条の規定による廃止前の の確保に関する法律施行令は、この政令の施 る改正前の官公需についての中小企業者の受注 項の公法人を定める政令及び第十条の規定によ よる改正前の国の利害に関係のある訴訟につい 興資金融通暫定措置法施行令、第九条の規定に 正前の特殊法人登記令(以下「旧特殊法人登記 (旧林業信用基金法施行令等の暫定的効力) ての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一 いう。)、第八条の規定による改正前の林業等振 (以下「旧国家公務員等共済組合法施行令」と による改正前の国家公務員等共済組合法施行令 員退職手当法施行令」という。)、第五条の規定 なおその効力を有する。

則 (平成五年七月二八日政令第二六

月二日)から施行する。 の一部を改正する法律の施行の日(平成五年八 この政令は、林業等振興資金融通暫定措置法

則 (平成六年八月五日政令第二六四

等の一部を改正する法律の施行の日(平成六年 八月十五日)から施行する。 この政令は、林業等振興資金融通暫定措置法

附 則 九号) 抄 (平成八年七月一七日政令第二一

(施行期日)

第一条 この政令は、林業改善資金助成法及び林 法律(平成八年法律第四十六号)の施行の 業等振興資金融通暫定措置法の一部を改正する (平成八年七月二十二日) から施行する。 日

附 則 (平成一〇年一一月一三日政令第 三六七号)

(施行期日)

第一条 この政令は、 行する。 附 則 (平成一三年八月八日政令第二六 平成十一年四月一日

八号) 抄

(施行期日)

第一条 この政令は、林業経営基盤の強化等の 部を改正する法律の施行の日(平成十三年九月 進のための資金の融通に関する暫定措置法の一 十日)から施行する。

号) 附 則 (平成一四年三月二〇日政令第五

この政令は、 平成十四年四月一日から施行す

四 附九号) (平成一五年六月一一日政令第二

第一条 この政令は、 行する。 (施行期日) 平成十五年七月一日から施

四四号) 附 則 (平成一五年七月三〇日政令第三 抄

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 二百五十号)第三巻等三十月十二二十四令第則第十六条中財務省組織令(平成十二年政令第だし、附則第四条から第十五条までの規定、附だし、附則第四条から第十五条までの規定、附 五号の改正規定並びに附則第十七条の規定は、 (施行期日)

平成十五年十月一日から施行する

四 附 号 〕則 (平成一九年四月一日政令第一四

(施行期日)

第一条 この政令は、公布の日から施行する。 (経過措置)

第二条 この政令の施行前に林業経営基盤の強化 第二条 この政令の施行前に林業経営基盤の強化 の林業・木材産業改善資金についての償還期間の林業・木材産業改善資金についての償還期間の林業・木材産業改善資金についての償還期間の林業・木材産業改善資金についての償還期間の林業・木材産業改善資金の融通等に関する暫定措 による。